

仮取締役選任申立書

収入印紙

1,000円

貼 付

仮取締役選任申立書^{注1}

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(※ 割印不可)

東京地方裁判所民事第8部 御中^{注2}

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申立人^{注3} ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨^{注4}

〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）の仮取締役の職務を行うべき者の選任を求める。

申立ての理由

- 1 申立人は、発行済株式総数1000株中600株を有する株主である。
- 2 前記〇〇株式会社（以下「本件会社」という。）の定款には、「(1)当会社は、取締役会を置く。(2)取締役は3名以上とし、代表取締役は、取締役の互選によ

り、取締役の中から選任する。(3)株主総会を招集するときは、取締役会の決議によらなければならない。(4)取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」と定められている。

ところで、本件会社は、令和〇〇年〇月〇日の定時株主総会において、取締役ABCの3名が選任され、同日同人らが取締役に就任し、同月〇日にAが代表取締役に就任していた。しかし、代表取締役兼取締役Aは、令和〇〇年〇月〇日死亡し、取締役Bも、同年〇月頃から行方不明である。

しかも、本件会社は、補欠役員の選任決議をしていないので、その取締役はCのみであり、法令及び定款の定めにより、定足数を欠いていることとなる。したがって、取締役会において決議ができず、令和〇〇年の定時株主総会も開催することができない状況にある。そこで、裁判所から、一時取締役の職務を行う者1名の選任を受ければ、取締役会の決議が可能となるので、互選により代表取締役の選定をして株主総会の招集をすることができる。

3 よって、会社法346条2項に基づき、本件会社の仮取締役の選任を求める。

疎明方法

- 甲第1号証 本件会社の登記事項証明書
- 甲第2号証 本件会社の定款
- 甲第3号証 本件会社の株主名簿（申立人が株主であることの疎明）
- 甲第4号証 戸籍謄本
- 甲第5号証 取締役の所在についての調査報告書
- 甲第6号証 取締役の陳述書

添付書類

- 本件会社の登記事項証明書 1通
- 委任状 1通

申立書副本	1 通	
甲号証写し	各 2 通	以 上

注 1 一般に、会社法346条2項にいう「一時役員職務を行うべき者」は、「仮役員」といわれています。この記載例では、一時取締役職務を行うべき者を「仮取締役」といいます。

申立ての方式は、以下のとおりです。

- ① 申立ては書面によってしなければなりません。
- ② 申立手数料として収入印紙1,000円が必要です。
- ③ このほかに、書類等の送付のための郵便切手の予納が必要です。
- ④ 仮役員等を選任する場合には、登記嘱託費用・仮役員等の報酬・費用の見込額の予納が必要です。
- ⑤ 仮役員の報酬は、会社の規模や選任後に予定されている業務量等によって異なります。

注 2 本手続の管轄は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所（会社法868条1項）です。

注 3 申立ての要件（会社法346条2項，1項）は、以下のとおりです。

- ① 申立人適格＝利害関係があること

申立てができる者は、利害関係人です。

利害関係人としては、例えば、株主、取締役、監査役、会計監査人、従業員、債権者等が考えられます。なお、会社自身は、利害関係人に該当しないと考えられています。

- ② 役員等が欠けたか又は欠員が生じていること

仮役員を選任を求められる「役員等が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた役員等の員数が欠けた場合」とは、役員等の終任によって、役員等の全員が欠けた場合や、法定又は定款所定の役員等の員数が欠けた場合をいいます。終任とは、例えば、取締役の辞任、委任終了事由（死

亡、破産手続開始の決定又は後見開始の審判)の発生、欠格事由の発生(一定の罪を犯し刑に処せられた場合(会社法331条1項3号)、それ以外の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合(同項4号))、任期満了及び解任があります。また、行方不明や長期不在又は重度の疾病により意思表示が困難になった場合など、役員等の退任や死亡と同視できる場合も含まれると考えられています。

③ 仮役員を選任の必要性

取締役が欠ける等した場合であっても、任期の満了又は辞任により退任した取締役が取締役権利義務者(会社法346条1項)となる場合には、原則として、仮取締役を選任する必要はありません。もっとも、取締役権利義務者がいる場合でも、「必要があると認めるとき」は、裁判所は、利害関係人の申立てにより、仮取締役を選任することができます(会社法346条2項)。例えば、取締役権利義務者が不在、病気等の場合、取締役権利義務者が権利義務を引き続き課せられることを欲しない場合、取締役権利義務者に不正行為等がある場合等が考えられます。

取締役の員数が欠けた場合に本来会社が予定している株主総会決議による後任取締役の選任決議をすることができる場合には、仮取締役を選任する必要はありませんが、取締役の員数が欠けているために取締役会の定足数を満たさず、株主総会招集決議ができないような場合には、仮取締役選任の必要性があることとなります。

また、仮代表取締役を選任する必要性が認められる場合には(なお、取締役会設置会社の取締役兼代表取締役が欠けた場合であっても、取締役が2名残っていれば代表取締役を選任するなどして株主総会を招集できるため、仮代表取締役選任の必要はありません。)、仮取締役兼代表取締役としての選任が必要であることに留意してください。

注4 民事訴訟法上の特別代理人との関係

会社が代表取締役を欠く場合、当該会社を相手に訴訟を提起しようとする者は、民事訴訟法35条、37条に定める特別代理人の選任を求めることができます。特別代理人は当該訴訟限りの代理人であるのに対して、仮代表取締役では、株主総会招集、新取締役の選任、取締役会の開催、新代表取締役の選任まですることとなり、時間と経費（申立人が予納することになります。）を要します。したがって、会社債権者から会社に対する訴訟提起を目的とする場合には、時間と費用の観点から、手続の選択を検討する必要があります。